

# 社会福祉施設等への看護師の日雇派遣について

## 考え方

- 社会福祉施設等における医療関連業務については、緊密な連携が必要な高度なチーム医療は一般的に行われなことから、労働者派遣が認められている一方で、日雇派遣は禁止されている。
- こうした状況の下、離職中の看護師の中には、多様化するライフスタイル等に合わせて日雇派遣で働くことを求める声もあり、実態調査の結果においても、派遣労働者として短期就業を希望する者が一定程度存在することが確認された。
- また、関係団体からのヒアリングにおいても、社会福祉施設等での看護師確保が困難な状況で、突発的な欠員が生じた場合に、短期で、かつ、早急に人材を確保できる日雇派遣という形態には一定のニーズがある旨の意見があった。
- 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、看護師の役割とニーズが高まる中で、社会福祉施設等への看護師の日雇派遣については、看護師不足に対応するための必要な選択肢の一つとなり得、また、看護師の多様な働き方へのニーズに対応するものとなる。
- 他方で、適切な事業運営の観点、適正な雇用管理の観点から懸念が示されていることも踏まえ、検討する必要がある。

## 対応案

- 社会福祉施設等への看護師の日雇派遣について、以下のとおり適切な事業運営、適正な雇用管理の実施を図るための措置を派遣元・派遣先に求めるとともに、労働者派遣法に基づく指導監督により適切な労働者派遣の履行確保を図ることとしてはどうか。

### (1) 適切な事業運営の実施を図るための主な措置

- 派遣元・派遣先は、労働者派遣契約において、派遣される看護師の業務を、基本的には利用者の日常的な健康管理（※1）とするとともに、必要に応じ、派遣される看護師に求める条件（※2）を定めること
  - 派遣先は、利用者の病状の急変が生じた場合等のため、あらかじめ緊急時の対応（相談すべき医師・医療機関を決めておき、緊急時に相談するなど）を定めておくこと
  - 派遣元は、社会福祉施設等への看護業務を適切に遂行するための教育訓練を派遣就業前に実施すること
  - 派遣元は、派遣就業日の業務内容、緊急時の対応等をきめ細かに把握した上で、派遣労働者に対し、派遣就業前に説明すること
  - 派遣先は、派遣労働者に対し、具体的な業務内容、緊急時の対応等についてオリエンテーションを実施すること
  - 派遣先は、派遣就業開始前に、他のスタッフに対し、派遣労働者の業務内容等を説明し、連携を促すこと
  - 派遣先は、利用者に対し、派遣される看護師を含むサービス提供者の勤務の体制等について適切に説明を行うこと
- ※1 単に日常的な健康管理と定めるだけでなく、バイタルチェック、口腔ケアなど、派遣就業日に求められる業務をできるだけ具体的に定めることとする。
- ※2 例：派遣先の施設類型と同じ施設類型における勤務経験、当該業務内容を適切に遂行するために必要な研修の受講

### (2) 適正な雇用管理の実施を図るための主な措置

- 派遣元は、労働者派遣法上求められている就業条件の明示を、派遣労働者に対し確実に行うこと
  - 派遣先は、労働者派遣法上求められている責務（※）を適切に果たすこと
  - 派遣元・派遣先は、労働者派遣契約を締結する際には、損害賠償を含む責任の所在について明確にするよう努めること
- ※ 労働者派遣法に基づき、派遣先には、労働時間管理、労災防止措置等の労働関係法令に基づく事業主としての責務の一部が課せられている。